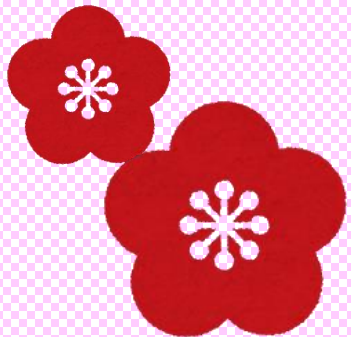


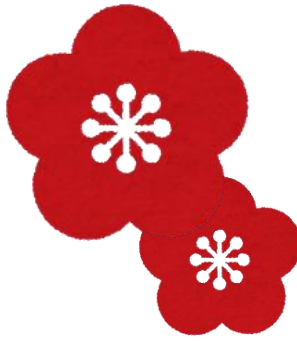
総合型地域スポーツクラブ

登録・認証制度について

**公益財団法人東京都体育協会
地域スポーツ振興担当**

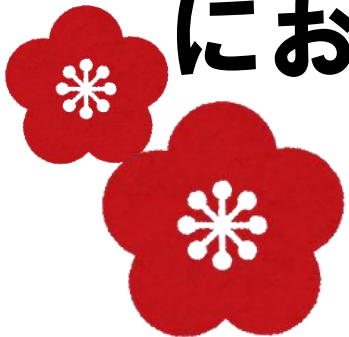


1 【登録・認証制度】東京都体育協会の役割

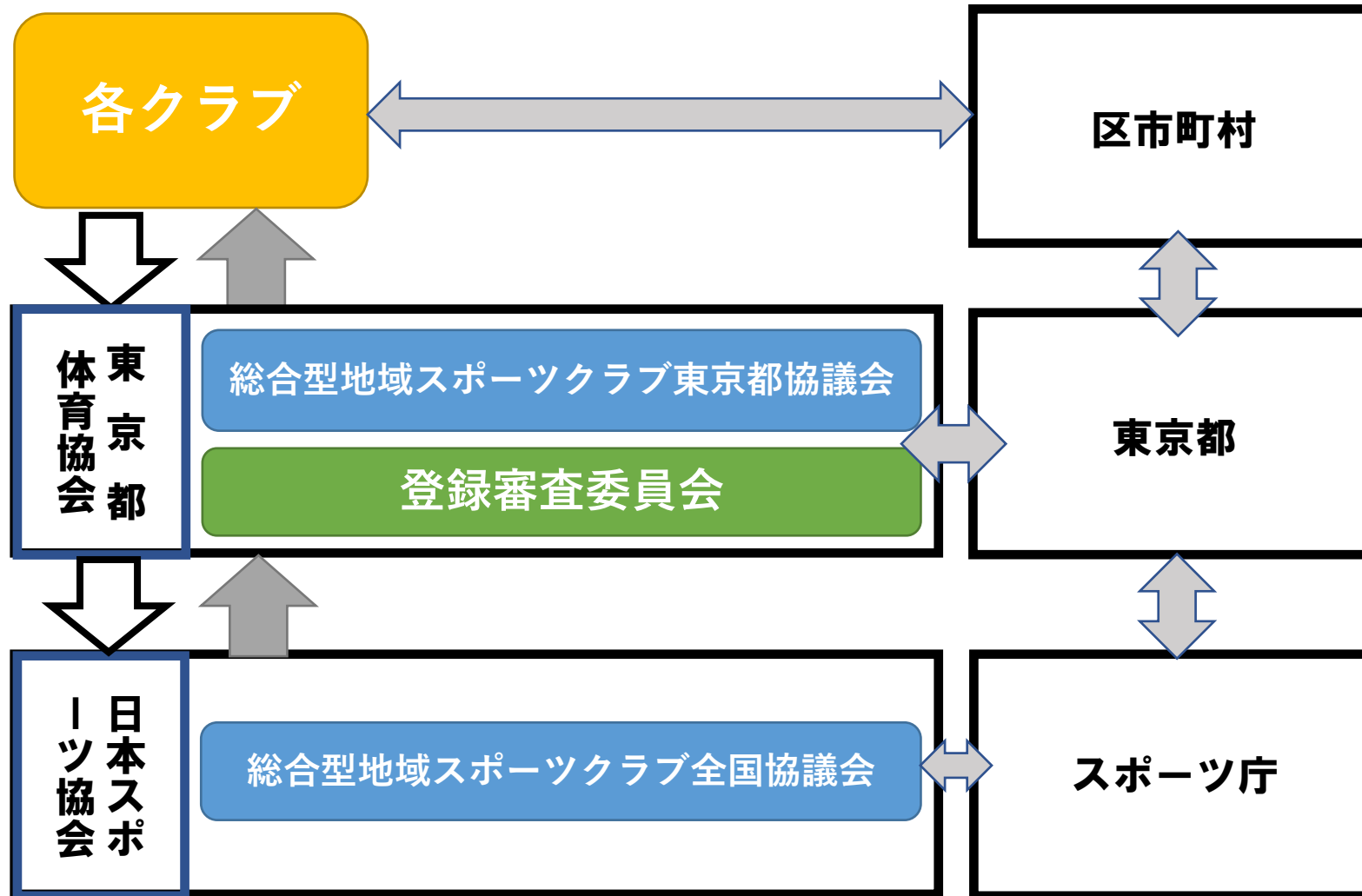


○総合型地域スポーツクラブの登録・認証手続きは、令和4年4月1日から運用開始

○総合型地域スポーツクラブ東京都協議会事務局を東京都体育協会内に設置して、登録・認証手続きにおける申請受付、審査、登録手続等を実施



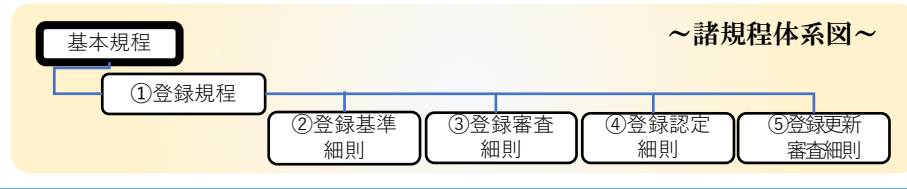
2 【登録・認証制度】登録・認証制度に係る団体関係*



3 総合型地域スポーツクラブ東京都協議会

登録・認証制度諸規程の整備

○（公財）日本スポーツ協会から、令和4年4月1日からの登録・認証制度の運用開始に向けて、都道府県版制度の策定依頼を受け、登録・認証制度に関する規定を整備



総合型地域スポーツクラブ東京都協議会

総合型地域スポーツクラブ東京都協議会に関する基本原則は、「基本規程」に規定

◆総合型地域スポーツクラブ東京都協議会（以下、都協議会という。）

○東京都におけるスポーツ推進の基本理念の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブという。）の持続可能な運営体制の構築を図り、社会的な仕組みとして地域社会に定着することを目的として設置

○都内の総合型クラブを代表する組織体

○事務局は、東京都体育協会協内に設置

◆役員

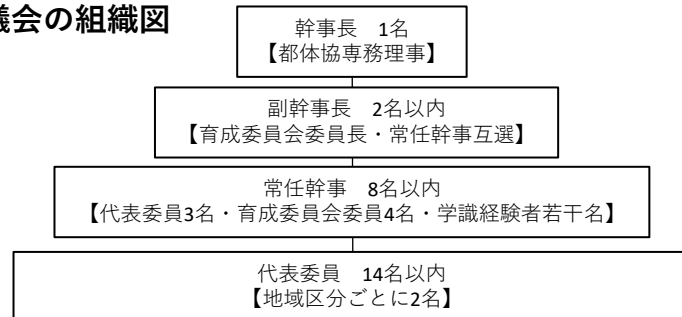
○構成 幹事長1名（都体協専務理事）
副幹事長2名以内（育成委員会委員長、常任幹事から互選）
常任幹事8名以内（代表委員、育成委員会委員、学識経験者）
代表委員14名以内（地域区分（右図参照）ごとに総合型クラブから代表及び副代表の2名選出）

○任期 選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する都体協定時評議員会の終結の時まで

○定年制 選任時70歳未満

○解任 育成委員会の決議によって解任することができる。

◆都協議会の組織図



◆会議

会議名	構成	回数/年	権限
総会	正副幹事長 常任幹事 代表委員	1回以上	・事業計画、予算、事業報告、決算 ・その他、都協議会の活動に関する事項
常任幹事会	正副幹事長 常任幹事	必要に応じて	・都協議会の業務執行の決定 ・常任幹事の業務執行の決定 ・専門部会の設置、部会員の選任・解任 ・その他、常任幹事会による決議が必要とされた事項 ・登録規程及び各細則の改定
専門部会			・設置することを可とし、構成は、役員等から若干名 ・部会員は、常任幹事会の承認を得て、幹事長が委嘱

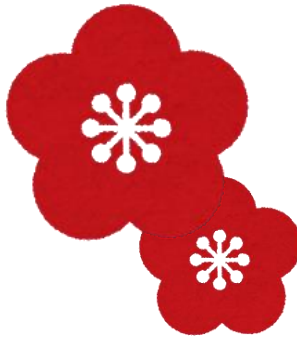
◆都協議会代表委員 地域区分（案）

地域区分名	色	区市町村名
区部第1	緑	千代田・中央・港・文京・品川・目黒・大田
区部第2	赤	新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・板橋・練馬
区部第3	黄	台東・墨田・江東・北・荒川・足立・葛飾・江戸川
多摩第1	紫	八王子・府中・昭島・調布・町田・日野・国立・狛江・多摩・稲城
多摩第2	橙	武蔵野・三鷹・小金井・小平・東村山・国分寺・東大和・清瀬・東久留米・西東京
多摩第3	茶	立川・青梅・福生・武蔵村山・羽村・あきる野・瑞穂・日の出・檜原・奥多摩
島しょ		大島・利島・新島・神津島・三宅・御蔵島・八丈・青ヶ島・小笠原

（地図）



3 【登録・認証制度】登録・認証制度のメリット



○総合型クラブに対する知名度、信頼性の向上

- ・登録団体としてガバナンス等を確保した団体であることをPRできる
- ・クラブの持続可能性を高め、安全で充実した地域のスポーツ環境創出

○行政、他団体との連携により、クラブの運営体制強化の可能性

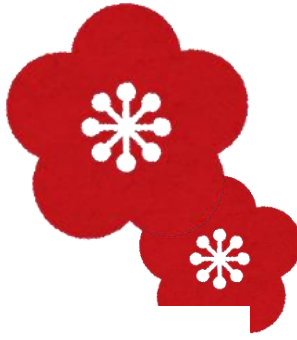
- ・地方自治体等と連携した取組やクラブの質的充実の支援の可能性
- ・指導者派遣、会場確保、他団体との交流による活性化etc.

○登録クラブ間の横のつながりの深化

- ・都協議会をはじめとする、登録クラブ間の交流の場の形成によって情報交換や連携事業などクラブの活動の新たな展開の可能性

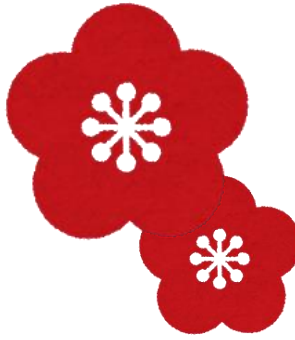


4 【登録・認証制度】令和5年度審査方法



- 追加の予備登録の書類審査は、審査方法を形式審査とする
- 令和5年度は書類審査を形式審査とするため、その間は登録基準を満たしたことを証する「登録認定」ではなく、「予備登録」をしたクラブとして取り扱う
- 令和6年度は書類審査を実質審査として、「登録認定」を行う

参考情報

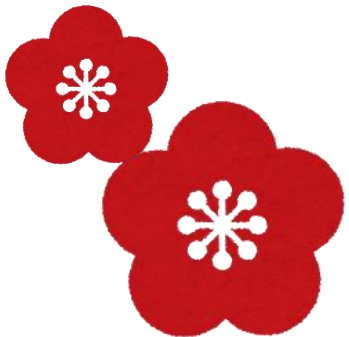


○HP : 登録・認証制度の概要 (日本スポーツ協会)

<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1337.html>

: スポーツガバナンスウェブサイト (日本スポーツ振興センター)

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/966/Default.aspx>



総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度
令和4年度予備登録クラブ数 都道府県別一覧

No.	都道府県名	団体名	令和4年度予備登録 クラブ数
1	北海道	総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	52
2	青森県	青森県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	8
3	岩手県	岩手県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	25
4	宮城県	宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	24
5	秋田県	秋田県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	22
6	山形県	山形県総合型地域スポーツクラブ協議会	40
7	福島県	福島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	43
8	茨城県	茨城県総合型地域スポーツクラブ協議会	24
9	栃木県	栃木県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	37
10	群馬県	群馬県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	19
11	埼玉県	公益財団法人埼玉県スポーツ協会	28
12	千葉県	千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	10
13	東京都	総合型地域スポーツクラブ東京都協議会	38
14	神奈川県	神奈川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	44
15	山梨県	総合型地域スポーツクラブ登録部会	13
16	新潟県	新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	31
17	長野県	長野県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	33
18	富山県	富山県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	24
19	石川県	石川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	15
20	福井県	福井県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	25
21	静岡県	静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	12
22	愛知県	愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	21
23	三重県	総合型地域スポーツクラブ三重県連絡協議会	8
24	岐阜県	総合型地域スポーツクラブ岐阜県連絡協議会	46
25	滋賀県	滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	25
26	京都府	京都府広域スポーツセンター京都府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	12
27	大阪府	大阪府総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	19
28	兵庫県	総合型地域スポーツクラブ兵庫県連絡協議会	11
29	奈良県	奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	25
30	和歌山県	総合型地域スポーツクラブ和歌山県協議会	17
31	鳥取県	鳥取県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	9
32	島根県	島根県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	8
33	岡山県	総合型地域スポーツクラブ岡山協議会	14
34	広島県	広島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	22
35	山口県	山口県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	3
36	香川県	香川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	8
37	徳島県	徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	23
38	愛媛県	愛媛県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	19
39	高知県	高知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	7
40	福岡県	福岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	9
41	佐賀県	佐賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	13
42	長崎県	長崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	24
43	熊本県	総合型地域スポーツクラブ熊本県協議会	40
44	大分県	大分県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	24
45	宮崎県	宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	22
46	鹿児島県	鹿児島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	15
47	沖縄県	沖縄県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	4
合計			1,015

登録クラブ一覧【登録有効期間：令和4年11月1日～令和6年3月31日】

No.	区市町村名	地域スポーツクラブ名
1	中央区	一般社団法人中央区地域スポーツクラブ大江戸月島
2	港区	港区総合型地域スポーツ・文化クラブ六本木
3	新宿区	新宿チャレンジスポーツ文化クラブ
4	墨田区	特定非営利活動法人スポーツドアあずま
5	江東区	東陽・木場地域スポーツクラブ
6	目黒区	特定非営利活動法人スポルテ目黒
7		特定非営利活動法人地域総合スポーツ倶楽部・ピボットフット
8	大田区	特定非営利活動法人大田ウェルネスクラブ
9		一般社団法人Sports Design Lab
10	世田谷区	東深沢スポーツ・文化クラブ
11		烏山スポーツクラブユニオン
12	渋谷区	一般社団法人渋谷ほんまちクラブ
13	杉並区	クラブ123荻窪
14	豊島区	特定非営利活動法人 地域総合型 椎の美スポーツクラブ
15	北区	特定非営利活動法人れっど★しゃっふる
16	荒川区	南千住スポーツクラブ
17	板橋区	特定非営利活動法人志村スポーツクラブ・プリムラ
18	練馬区	特定非営利活動法人コミュニティネットSSC大泉
19		特定非営利活動法人スポーツクラブホワイエ上石神井
20	足立区	KITクラブ21
21	葛飾区	特定非営利活動法人こやのエンジョイくらぶ
22		一般社団法人オール水元スポーツクラブ
23		一般社団法人清新JAC
24	江戸川区	一般社団法人東京23スポーツクラブ
25		一般社団法人MUCHU
26	八王子市	八王子市陶鎔地区スポーツクラブ
27	三鷹市	三鷹市ベッセルスポーツクラブ
28	調布市	特定非営利活動法人調和SHC倶楽部
29	町田市	特定非営利活動法人スポーツ塾J.VIC
30	小金井市	特定非営利活動法人黄金井倶楽部
31	日野市	一般社団法人平山台文化スポーツクラブ
32	国分寺市	こくぶんじ地域クラブ
33	国立市	くにたちエール
34	東大和市	地域スポーツクラブ はびねすまいる東大和
35	羽村市	一般社団法人はむら総合型スポーツクラブはむすぼ
36	あきる野市	一般社団法人あきる野総合スポーツクラブ
37	西東京市	にしはらスポーツクラブ
38	日の出町	日の出町総合型地域スポーツ・文化クラブ「ひのでまちくらぶ」

申請書類①.登録基準確認用紙

申請書類②.基礎情報書類(総合型クラブ概要等)

申請書類③.規約・会則・定款等

申請書類④.役員名簿

申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算
※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要

申請書類⑦.評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録
※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

申請書類⑨.スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し(登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応)

申請書類⑩.その他都道府県協議会が定める提出物

申請書類①.登録基準確認用紙 所定の様式に記入

申請書類①
年 月 日

**令和●●(20●●)年度
総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準確認用紙**

●●法人 ●●県体育・スポーツ協会
●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
代表者 殿

●●クラブ
会長 ●●●●

本クラブは、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会に登録申請いたします。

いずれかに○印
 1. 新規登録
 2. 更新登録

【凡例】
 全国協議会：総合型地域スポーツクラブ全国協議会 全国協議会
 都道府県協議会：都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

1. 基準適合状況

分類	全国協議会が定める基本基準 個別基準	全国協議会及び都道府県協議会が定める 必ず満たすべき運用ルール	左記を 満たす 場合○印
(1) 活動実態に関する基準	①多項目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。 ②多世代(複数世代)を対象としている。	・定期的 ^{※1} なスポーツ活動を2種目以上実施している。 ・次の世代のうちいずれか2区分以上の会員 ^{※2} がいる。 A) 未就学児 B) 小学生 C) 中学生 D) 高校生(～18歳) E) ～29歳	都道府県協議会が定める運用ルール
(2) 運営形態に関する基準	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有している。 ^{※3} ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。 ^{※3}	
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。 ^{※4}	
	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等 ^{※5} 、事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町村 ^{※6} の住民である。(又は当該市町村の住民と隣接する市町村の住民を合算すると過半数である。) ・非常利組織である。 ^{※7}	
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等 ^{※8} の改定に必要な議決について当該規約等に定めている。 ・	
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。 ・	

基準を満たすかどうか自己申告で○印を記入

※1: 定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。
 ※2: 会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントなどの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブに認められてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
 ※3: 当面の間は移行措置として、本基準を満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。
 ※4: 〇印を付ける者の家族、その他必要となる機関・団体等や総合型クラブであることを指す。
 ※5: 〇印を付ける者の家族、その他必要となる機関・団体等や総合型クラブであることを指す。
 ※6: 〇印を付ける者の家族、その他必要となる機関・団体等や総合型クラブであることを指す。
 ※7: 〇印を付ける者の家族、その他必要となる機関・団体等や総合型クラブであることを指す。
 ※8: 〇印を付ける者の家族、その他必要となる機関・団体等や総合型クラブであることを指す。

2. 添付申請書類

申請書類名	新付に○印	備考
申請書類①.登録基準確認用紙(本用紙)	○	
申請書類②.基礎情報書類(総合型クラブ概要等)	○	データ提出必要
申請書類③.規約・会則・定款等	○	新規登録時は提出必須(更新登録時は、変更があった場合のみ提出)
申請書類④.役員名簿	○	新規登録時は提出必須(更新登録時は、変更があった場合のみ提出)
申請書類⑤.総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算	○	申請年度に前送した総合型クラブは提出不要
申請書類⑥.総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算	○	データ提出必要
申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果	○	データ提出必要
申請書類⑧.申請書類③及び④を議決した際の議事録	○	申請年度に前送した総合型クラブは⑧を議決した際の議事録は提出不要
申請書類⑨.スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し(表)	○	
申請書類⑩.都道府県協議会が定める運用ルール及び都道府県協議会独自基準を確認する際の必要となる提出物	○	登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類⑩に記入してください。

提出書類に○印を記入

3. 連絡先情報

フリガナ		クラブでの役職	
担当者氏名		E-mail	
TEL			

【個人情報等の取り扱いについて】
 公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の登録手続に引き続き個人情報を取り扱います。別に定める「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度登録クラブ個人情報取扱の取扱いについて」に基づくものとします。

あくまでも全国協議会の基本基準、運用ルールに基づく確認用紙としての。

申請書類②.基礎情報書類(総合型クラブ概要等) 所定の様式に記入

申請書類②

令和4(2022)年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録申請用紙 《基礎情報書類》

フリガナ		設立年 ※西暦記入	設立年数 ※自動入力	
クラブ名		2022	年目	

1. 事務局情報

事務局 情報	〒	-					
	住所	都道府県名	市区町村名	番地	建物名		
	E-mail						
	TEL			事務担当者 氏名			
	FAX			役職			

※以下の情報は、登録前年度の3月31日時点の内容を記入ください。

2. 会員について

(1) 総会員数※1とその内訳を記入ください。
※1 本設問における会員とは、クラブが定める会員のことを指します。

区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
	未就学児	小学生	中学生	高校生 (～18歳)	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	70歳～	
男性											
女性											
不明											
小計											1 総会員数

(2) 年会費等を支払っている会員数※2とその内訳を記入ください。
※2 本設問における会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を指します(ここでは、月会費や教室、イベントごとの参加費等のみ支払っている方は会員とみなしません)。

区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	合計
	未就学児	小学生	中学生	高校生 (～18歳)	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	70歳～	
男性											
女性											
不明											
小計											

3. 定期的に行うスポーツ活動種目・指導者資格保有者について

(1) 定期的(年間で12回以上)行うスポーツ活動種目のみについて、以下の表の種目名の定期活動欄に○を記入ください。なお、○を記入した種目名において、当該種目の指導者に日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有する者が1名でも配置されている場合は指導者配置欄に○を記入ください。

種目名	定期活動	指導者配置	種目名	定期活動	指導者配置
1 アーチERY			51 テニス		
2 アイスホッケー			52 ドッジボール		
3 アメリカンフットボール			53 トライアスロン		
4 インディアカ			54 トランポリン		
5 ウエイトリフティング			55 なぎなた		
6 ウォーキング			56 軟式野球		
7 エアロビック			57 バイアスロン		
8 オリエンテーリング			58 バンドテニス		
9 親子リトミック			59 馬術		
10 カーリング			60 バスケットボール		
11 カヌー			61 バドミントン		
12 空手道			62 バレーボール		
13 弓道			63 パワーリフティング		
14 近代五種			64 ハンドボール		
15 キンボール			65 バークゴルフ		
16 グラウンド・ゴルフ			66 ビーチバレー		
17 クレー射撃			67 フォットネストレーニング		
18 ゲートボール			68 フェンシング		
19 健康体操			69 武術太極拳		
20 剣道			70 フットサル		
21 ゴルフ			71 フライングディスク		
22 ヲッカー			72 フラダンス		
23 山岳			73 プロゴルフ		
24 自転車競技			74 プロスキー		
25 銃剣道			75 プロテニス		
26 柔道			76 ベトナム・プールの		
27 少林拳法			77 ボウリング		
28 新体操			78 ボート		
29 水泳(競泳・飛込・水球等)			79 ボクシング		
30 スキー・スノーボード			80 ホッケー		
31 スクワ・ダイビング			81 ホップスレーリッジ・スケルトン		
32 スケート			82 野球		
33 スポーツクライミング			83 目撃		
34 スポーツチャンバラ			84 ライフル射撃		
35 スポーツ吹矢			85 ラグビーフットボール		
36 相撲			86 ランニング(ジョギング)		
37 ヒールリング			87 陸上競技		
38 リフトテニス			88 レスリング		
39 ソフトバレーボール			89 ロータースポーツ		
40 ソフトボール			90 3E体操		
41 太極拳			91 その他()		
42 体操(一般体操)			92 その他()		
43 体操競技			93 その他()		
44 卓球			94 その他()		
45 ターゲット・バードゴルフ			95 その他()		
46 ダンス			96 その他()		
47 ダンススポーツ			97 その他()		
48 手アダンス			98 その他()		
49 手アリーディング			99 その他()		
50 綱引			100 その他()		

(2) 上記(1)で回答したスポーツ活動種目の合計数と、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者配置種目の合計数を以下に記入ください。

① スポーツ活動種目数 種目

② 公認スポーツ指導者配置数 種目

4. クラブマネジャー・事務局員の配置状況及び公認マネジメント資格保有者

(1) クラブマネジャー※3の配置の有無を記入ください。
※3 クラブマネジャーとは、経営能力を有する専門的な人材とす。

配置	どちらかに○
有	<input type="checkbox"/>
無	<input type="checkbox"/>

(2) クラブマネジャー及び事務局員の内、日本スポーツ協会公認マネジメント資格保有人数をそれぞれ記入ください。※4
※4 クラブマネジャーが事務局員を兼務している場合は、クラブマネジャーに記入ください。

① クラブマネジャー
公認クラブマネジャー資格保有者数 人

公認アシスタントマネジャー資格保有者数 人

② 事務局員
公認クラブマネジャー資格保有者数 人

公認アシスタントマネジャー資格保有者数 人

備考

申請書類③.規約・会則・定款等 各クラブで定めた規約等を提出

<p>(例)</p> <p>〇〇地区総合型地域スポーツクラブ規約 (例)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この団体は、〇〇地区総合型地域スポーツクラブと称する。</p> <p>(事務所) 第2条 この団体は、事務所(事務局)を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号に置く。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第3条 この団体は、子どもから高齢者まで、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境を目標し、〇〇〇〇〇〇〇〇に対して、〇〇〇〇〇〇〇〇に関する事業を行い、健康で活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) スポーツ振興に係る事業 ① 〇〇〇〇〇事業 ② 〇〇〇〇〇事業 … (2) その他の事業 ① 〇〇〇〇〇事業 … 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。</p> <p>第3章 会員</p> <p>(種別) 第5条 この団体の会員は、次の〇種とし、正会員をもって当団体の構成員とする。 (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体が総会の議決権を有する (2) 本会員 この団体に入会し事業に参加する会員 …</p> <p>(入会) 第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。 3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(入会金及び会費) 第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p> <p>(会員の資格の喪失)</p>	<p>とき。</p> <p>できる。</p> <p>除名すること ならない。</p> <p>きる。</p> <p>たときは、会 団体の業務を</p> <p>行又は法令若 と総会に報告す</p> <p>を述べ、若しく</p>	<p>末日後最初の は現任者の任 務を行わなけ る。</p> <p>なくこれを補 う。</p> <p>解任すること はならない。</p> <p>職員を置く、 する。 に定める。</p> <p>条には以て同</p>
---	---	--



申請書類④.役員名簿 所定の様式に記入

申請書類④

**令和●●(20●●)年度
総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録申請用紙《役員名簿》**

貴クラブの規約等(規約・会則・定款等を指す)、事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関において、議決権を有する関係者全員の情報を入力してください。
 なお、登録基準※では、議決権を有する者の過半数が所在する市町村の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に近隣の市町村の住民を合算すると過半数である)ことが必要です。

■クラブ名: _____

令和●●年●月●日現在

No.	役職	氏名	居住地
例	理事長	東京 太郎	東京都●●区 ※市区町村名まで入力
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

【個人情報の取り扱いについて】
 公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の登録手続により取得した個人情報の取り扱いは、別に定める「公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度登録クラブ個人情報の取り扱いについて」に基づくものとします。

※総合型地域スポーツクラブ登録基準細則第3条基本基準分類「(2)運営形態に関する基準」の「個別基準④地域住民が主体的に運営している」

以下の登録基準を確認するために居住地(市町村名のみまで)の記載を求めています。

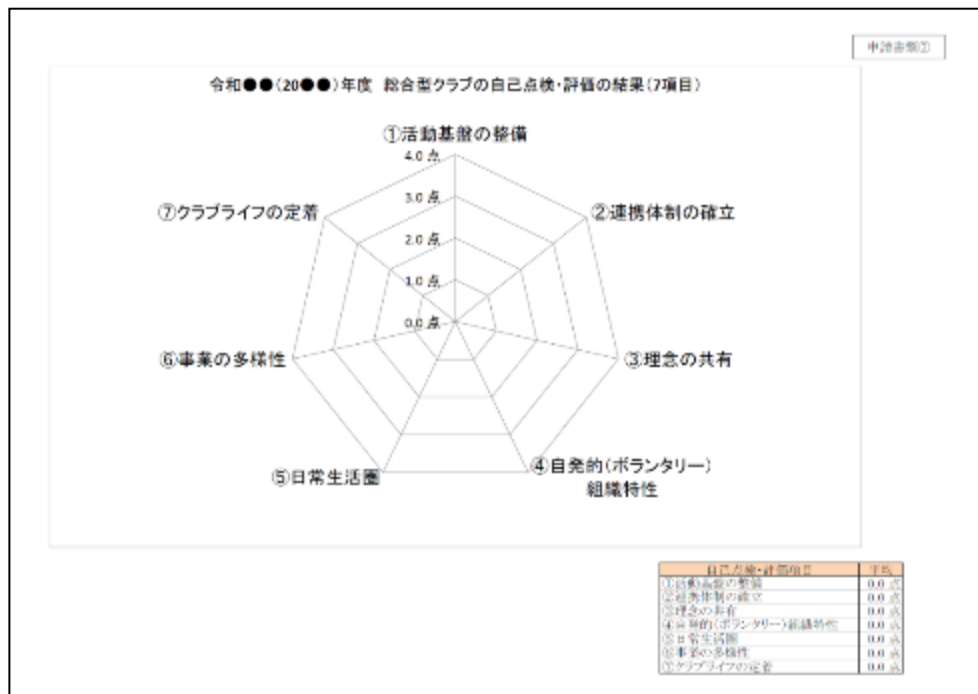
(2)運営形態に関する基準
 ⑤地域住民が主体的に運営している。
 ・規約等・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型クラブの所在する市町村の住民である(又は当該市町村の住民と当該市町村に隣接する市町村の住民を合算すると過半数である)。

申請書類⑦.評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 所定の様式に記入

シートA

指標		現状	改善目標	評価	備考
活動基盤の整備	①活動基盤の整備	クラブの活動基盤として、活動拠点を確保し、活動の円滑な実施を図る。また、活動の円滑な実施を図るため、活動の円滑な実施を図る。	活動拠点を確保し、活動の円滑な実施を図る。また、活動の円滑な実施を図るため、活動の円滑な実施を図る。	4.0点	
	②連携体制の確立	クラブの活動基盤として、活動拠点を確保し、活動の円滑な実施を図る。また、活動の円滑な実施を図るため、活動の円滑な実施を図る。	活動拠点を確保し、活動の円滑な実施を図る。また、活動の円滑な実施を図るため、活動の円滑な実施を図る。	4.0点	
クラブライフの定着	③理念の共有	クラブの活動基盤として、活動拠点を確保し、活動の円滑な実施を図る。また、活動の円滑な実施を図るため、活動の円滑な実施を図る。	活動拠点を確保し、活動の円滑な実施を図る。また、活動の円滑な実施を図るため、活動の円滑な実施を図る。	4.0点	
	④自発的(ボランティア)組織特性	クラブの活動基盤として、活動拠点を確保し、活動の円滑な実施を図る。また、活動の円滑な実施を図るため、活動の円滑な実施を図る。	活動拠点を確保し、活動の円滑な実施を図る。また、活動の円滑な実施を図るため、活動の円滑な実施を図る。	4.0点	
事業の多様性	⑤日常生活圏	クラブの活動基盤として、活動拠点を確保し、活動の円滑な実施を図る。また、活動の円滑な実施を図るため、活動の円滑な実施を図る。	活動拠点を確保し、活動の円滑な実施を図る。また、活動の円滑な実施を図るため、活動の円滑な実施を図る。	4.0点	
	⑥事業の多様性	クラブの活動基盤として、活動拠点を確保し、活動の円滑な実施を図る。また、活動の円滑な実施を図るため、活動の円滑な実施を図る。	活動拠点を確保し、活動の円滑な実施を図る。また、活動の円滑な実施を図るため、活動の円滑な実施を図る。	4.0点	

シートB



申請書類⑧.上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

(例)

令和2年度定時評議員会議事録

日 時 令和2年7月31日(金) 14:00~15:00

場 所 品川プリンスホテル アネックスタワー5階 「プリンスホール」
※Web会議を併用

出席者 山本浩(議上議長)、若月寿(スキー)、坂井利郎(テニス)、木村新(ボート)、内藤敦詞(ホッケー)、丸山由美(バレーボール)、瀬藤康二(体操)、中村彰久(バスケットボール)、大野好人(スケート)、末柄壽(レスリング)、川北謙也(セーリング)、小高山哲雄(ウエイトリフティング)、湯水寛仁(ハンドボール)、佐久間寛光(自転車競技)、野原昭幸(ソフトテニス)、前原正浩(卓球)、岡和文(相撲)、和田勝雄(馬術)、末松英司(フェンシング)、中里社会(柔道)、森藤誠生(ソフトボール)、丹藤勇一(バドミントン)、中野秀也(弓道)、梅田登喜彦(ライフル射撃)、藤原弘郎(剣道)、旗下身(ラグビーフットボール)、尾形好雄(山岳・スポーツクライミング)、山口肇正(カヌー)、宮崎利雄(アーチェリー)、畑朝彰弘(アイスホッケー)、市野保己(総合格闘技)、本戸俊知(クレイ射撃)、中村ゆり子(なぎなた)、谷田部和彦(野球)、富澤和美(綱引)、岡崎颯(武術太極拳)、宮本英尚(パワーリフティング)、高村卓(オリエンテーリング)、岡田和夫(グラウンドゴルフ)、坂田洋治(トライアスロン)、衣笠剛(バウンドテニス)、知念かおる(エアロビクス)、坂門政文(ドッジボール)、田中壯一郎(チアリーダー)、山田健志夫(障がい者スポーツ)、大河原真樹(中体連)、黒川光雄(スポーツ芸術)、奈良隆(園芸)、生島典明(北海道)、大沢陽子(書道)、平藤輝(書道)、奥山敬信(山形)、尾形幸男(福島)、根本彰(茨城)、松本博崇(群馬)、岡本弘(埼玉)、並木一夫(東京)、赤池隆典(山梨)、榎貝和司(新潟)、宮本伸一(長野)、若月守(富山)、福永秀樹(静岡)、箕輪田晃(愛知)、柴田益幸(岐阜)、木村孝一朗(滋賀)、山本誠三(京都)、中尾俊治(大阪)、南正晃(和歌山)、岡草幸(山口)、林元代(香川)、分木秀樹(徳島)、寺澤和哉(愛媛)、刈谷好孝(高知)、城戸英敏(福岡)、高崎春輔(長崎)、松尾具製(熊本)、伊藤健一(大分)、佐多裕之(宮崎)、坂口純弘(鹿児島)、鎌倉敬浩之(沖縄)、寺澤正幸(学芸)、大山加奈(学芸)、川原貴(学芸)、山口純子(学芸)の各評議員

(議 事) 伊藤雅俊会長、池藤利明、草野清代の各副会長、泉正文副会長兼専務理事、大野敬三、森岡裕実の各常務理事、根本光憲、平田竹男、坂元要、今井純子、黒羽賢二、具志堂幸司、宇藤木妙子、中谷行彦、山倉紀子、坂本和彦、齊藤謙、小野力、茅野繁己、石川恵一朗、永井雅治、高井信一、教和志の各理事

(監 事) 佐藤直子、比留野亮人、村田芳子の各監事
(公認会計士) 戸谷貞典公認会計士、坂野繁の公認会計士

出席者 田中、Web会議55名)で、定款第23条により評

決案に関する決議を行うため、出席議員の3分の

以上を要する。日本総合型地域スポーツクラブ

の発足について、出席評議員全員一致で決

議した。

(日本総評) 長に於て、日本水泳連盟の役員選出及び水泳部

を併設することについて、出席評議員全員一致

で決議した。

議決した。

スポーツへの参画を促進し、スポーツの楽しさ・

が年々増加していること、総合型地域スポーツクラブ

の発足について、出席評議員全員一致で決

議した。

議決した。

議決した。

議決した。

議決した。

議決した。

ラメッセージのもと、各都からの参加者を集め開催した。

「正味財産増減計算書」では、「一般正味財産増減の部」における「経費増減の部」の「経

に基づき次のとおり説明した。
前年度比、48億9千5百62万2千5百81
千7百53円となり、資産合計は、前年度比4
千2百76万8千1百4円となった。
千5百88万2千8百80円、「固定負債」が
合計は前年度比10億5千4百40万9千5百
ととなった。
6千4百86万4百42円増の133億1千8百



申請書類⑨.スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し(登録番号が付与される場合は、当該登録番号を申請書類①に記入することで対応)

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>
自己説明・公表確認書

参考

団体ID
団体名称
法人番号
入力日

自己説明内容

項目	対応状況
原則1 法令に基づき適切な法律運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての責任を備え、団体の規約等を遵守しているか。	-
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(4) 適切な法律運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
原則2 事業運営に関する目的すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 事業運営に関する目的すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
原則3 暴力行為の根絶等に向けコンプライアンス意識の醸成を図るべきである。	
(1) 役員等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(2) 従業員、関係者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計処理を遵守しているか。	A
(2) 経理簿記法等の法令に準じ、適正な帳簿のために定められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(3) 会計処理も公正かつ適切に行うための業務体制を整備しているか。	A
原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、事業運営に係る情報を積極的に開示することにより、事業運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(2) 事業運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合は、ガバナンスコードに準拠した法律関係の専門家との協力の確保についても、その確保状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコードの附則の存在があるか。	
原則1 - 原則2 - 原則3 - 原則4 - 原則5 - 原則6 - 原則7 - 原則8 - 原則9 - 原則10 - 原則11 - 原則12 - 原則13 -	

JAPAN SPORT COUNCIL

スポーツガバナンスウェブサイト利用者マニュアル第1.0版(JSC)から抜粋
※本確認書の取得方法についてはスライド26を参照

経緯および目的

- スポーツ界全体への信頼性を確保
- スポーツ庁が「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」を策定
(令和元年8月27日)
- 総合型クラブも、同ガバナンスコードへの遵守状況に関する自己説明及び公表に自主的に取り組むことが求められる。

ガバナンスコードの内容(次ページ以降に自己説明用の資料)

○6つの原則に関する自己説明及び公表

- 原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。
- 原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。
- 原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。
- 原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。
- 原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。
- 原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード〈NF向け〉の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

【団体名： 】
【記載日： 】

【対応状況に係る自己評価】

- A：対応している
- B：一部対応している
- C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	

原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役員等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を確立しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	

・3・

原則 ■ について (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
原則 ■ について (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	

・4・

スポーツ庁ホームページからダウンロードできます

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm

日本スポーツ振興センター「スポーツガバナンスウェブサイト」を用いた自己説明・公表

令和3年度より日本スポーツ振興センターのスポーツ振興事業助成に申請する際には、指定のウェブサイトにおいて自己説明・公表を行っていることが要件となっています。



スポーツガバナンスウェブサイト(令和3年3月1日開設)

URL: <https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top>



- (1) 国内のスポーツ団体の情報を検索・閲覧する
- (2) 団体情報を登録・公表する
- (3) 自己説明・公表確認書を発行する

スポーツガバナンスウェブサイト

このウェブサイトについて

スポーツガバナンスウェブサイトは、日本国内で活動するスポーツ団体が、団体基礎情報と団体運営に関する自己説明を登録・公表するウェブサイトです。スポーツ団体による、「スポーツ団体ガバナンスコード(一般スポーツ団体向け)」(スポーツ庁策定)を用いた自己説明・公表を促進することで、スポーツ界の透明性向上に貢献します。

スポーツ団体の方へ

スポーツの振興を主たる目的とする団体であれば、どなたでも無料でご利用いただけます。ご利用にあたりお申込用紙とお申込票をご確認の上、「団体情報登録(マイページID発行)」から手続きをしてください。

閲覧者の方へ

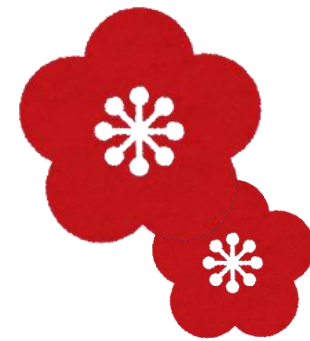
本サイトに登録されたスポーツ団体の情報は、どなたでも検索・閲覧が可能です。ご利用になる前に、各注意事項をご確認ください。

本サイトは独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)が運営しています。スポーツガバナンスウェブサイトのより詳しい説明は、JSCのホームページでご確認ください。

団体名称	<input type="text"/>	コード区分	<input type="text"/>
略称名	<input type="text"/>	団体所在地	<input type="text"/>
設立年	<input type="text"/>	都道府県	<input type="text"/>
二 次 区	<input type="text"/>	市区町村	<input type="text"/>

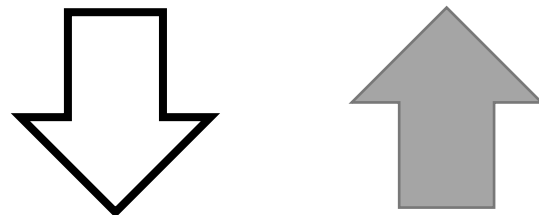
検索 条件クリア

5 【追加予備登録】スケジュールについて①



各クラブ

①申請書類の提出
(7月31日まで)



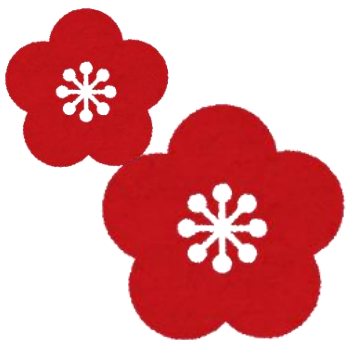
申請書類について疑義があった場合
確認・質問をさせていただくことが
あります。

東京都
体育協会

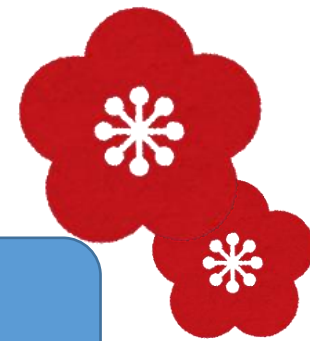
総合型地域スポーツクラブ東京都協議会
(以下、「都協議会」という。)

登録審査委員会

②提出された申請書類について審査



5 【追加予備登録】スケジュールについて②



登録審査
委員会

OK

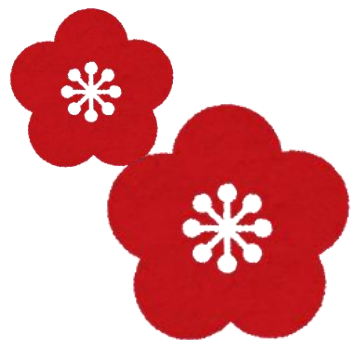
都協議会

③登録認定リスト提出
(9月29日まで)

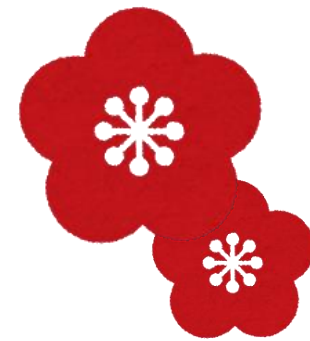
総合型地域スポーツクラブ全国協議会 (日本スポーツ協会)
(以下、「全国協議会」という。)

④登録完了通知
(10月31日まで)

都協議会

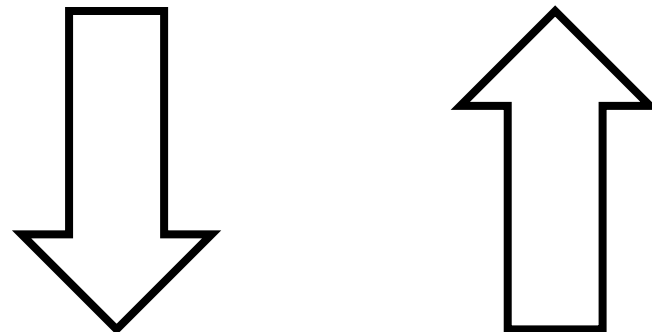


5 【追加予備登録】スケジュールについて③



都協議会

⑤登録の連絡
登録料のご請求
(11月頃)

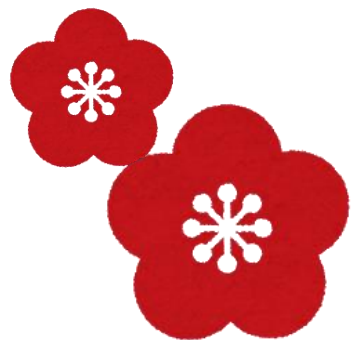


⑥登録料納入
(12月上旬まで)

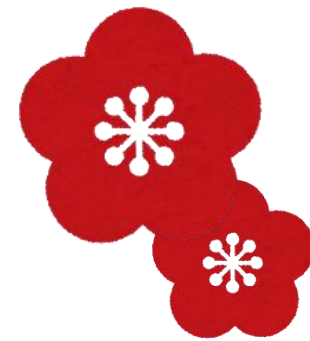
※1クラブあたり年額2,000円

⑦通知
(予備登録証発行)

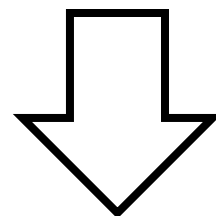
各クラブ



5 【追加予備登録】スケジュールについて④



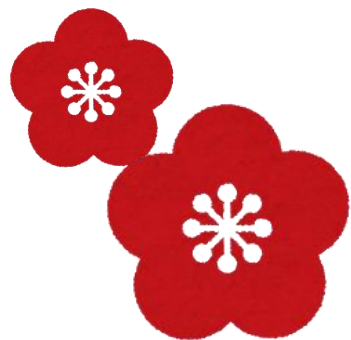
都協議会



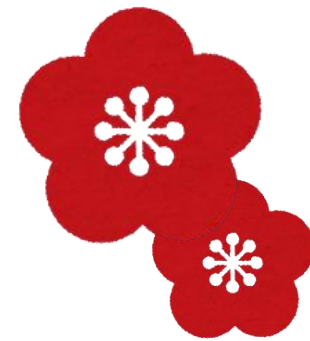
⑧登録料納入
(12月29日まで)
※1クラブあたり年額2,000円

全国協議会

※予備登録有効期間：令和5年11月1日から
令和6年3月31日

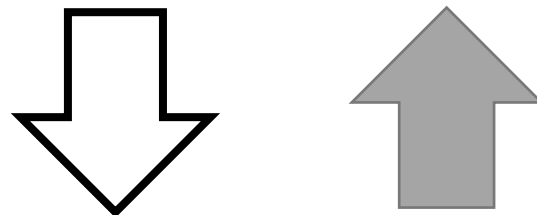


5 【本登録】スケジュールについて①



各クラブ

①申請書類の提出
(毎年度11月末まで)



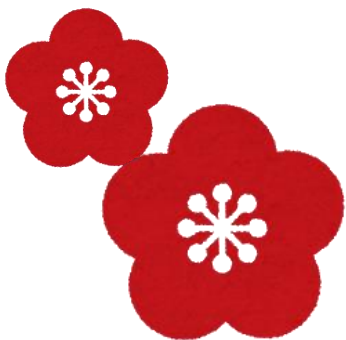
申請書類について疑義があった場合
確認・質問をさせていただくことが
あります。

東京都
体育協会

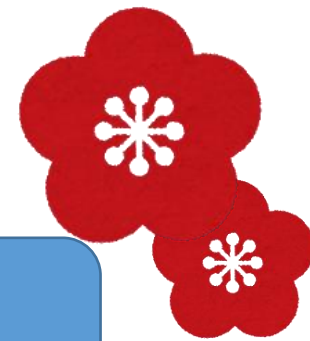
総合型地域スポーツクラブ東京都協議会
(以下、「都協議会」という。)

登録審査委員会

②提出された申請書類について審査



5 【本登録】スケジュールについて②



登録審査
委員会

OK

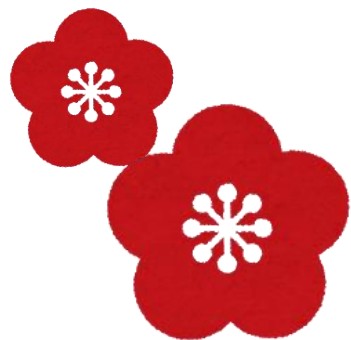
都協議会

③登録認定リスト提出
(毎年度2月末まで)

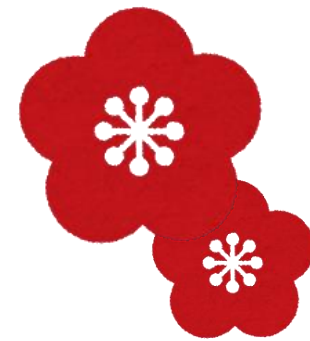
総合型地域スポーツクラブ全国協議会 (日本スポーツ協会)
(以下、「全国協議会」という。)

④登録完了通知
(毎年度3月末まで)

都協議会



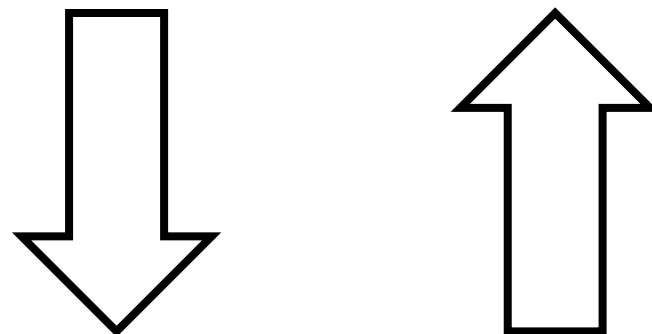
5 【本登録】スケジュールについて③



都協議会

⑤登録の連絡
登録料のご請求
(毎年度4月頃)

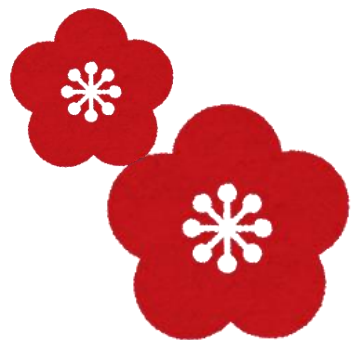
⑦通知
(認定証発行)



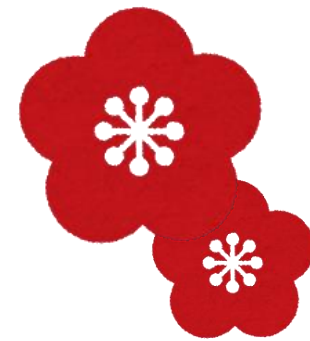
⑥登録料納入
(毎年度5月上旬まで)

※1クラブあたり年額5,000円(令和6年度)

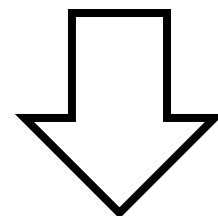
各クラブ



5 【本登録】スケジュールについて④



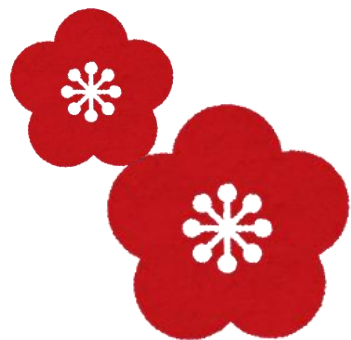
都協議会

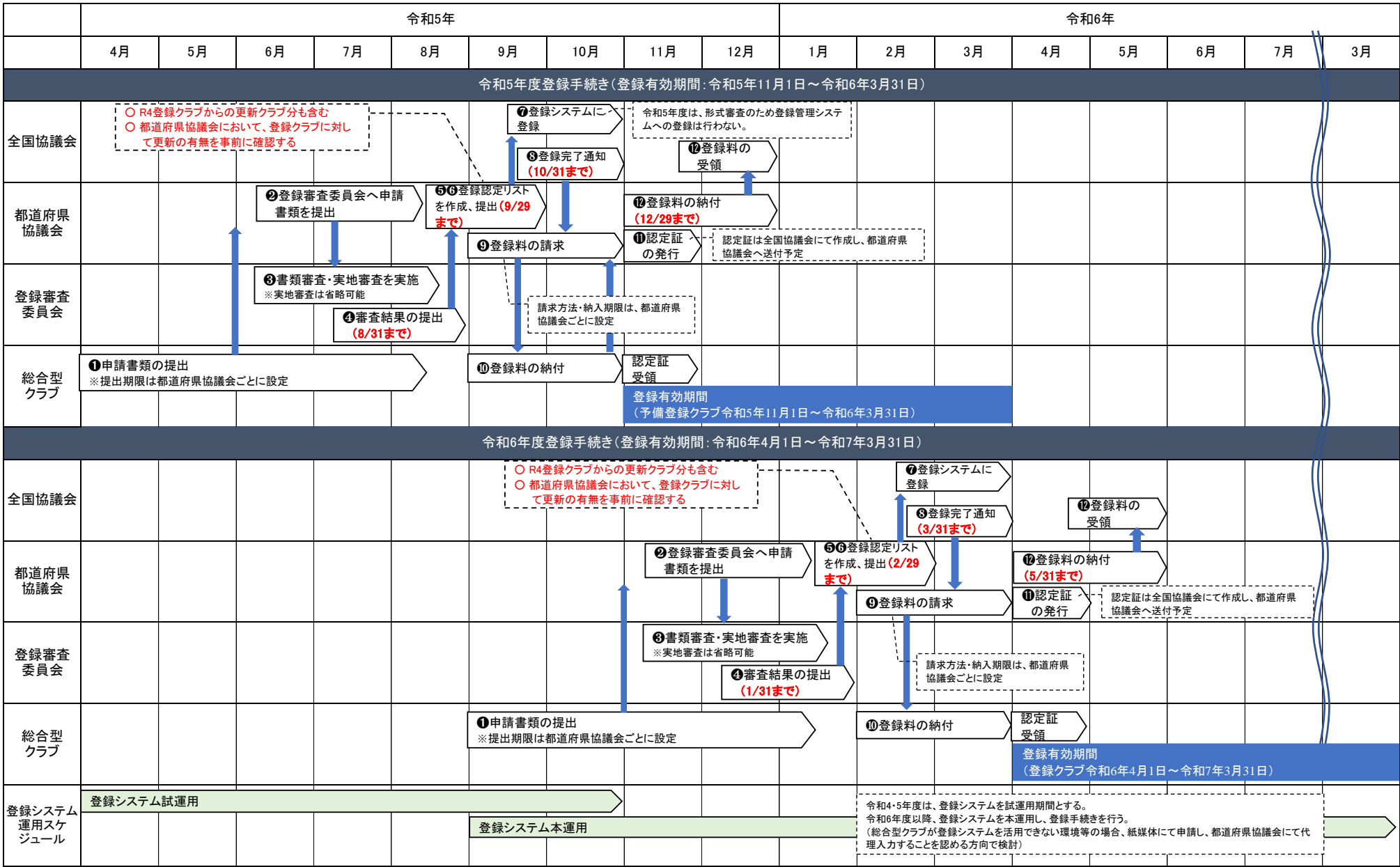


⑧登録料納入
(毎年度5月末まで)
※1クラブあたり年額5,000円

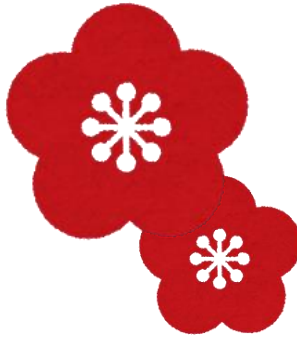
全国協議会

※登録有効期間：毎年度4月1日から1年間





6 【登録・認証制度】申請に当たっての注意事項

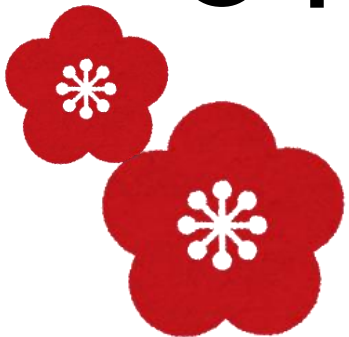


○申請書類①に印章の押印は必要ありません

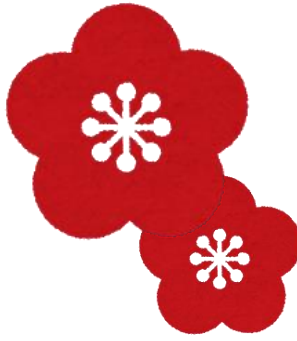
○申請書類の送付は郵送、メール
(郵送の場合、申請書類⑦はデータ送付も併せて
お願いいたします)

○申請期限は7月31日(月)まで

参考：www.tokyo-sports.or.jp (東京都体育協会HP)



6 【登録・認証制度】申請に当たっての注意事項



郵送先：

〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 Japan Sport Olympic Square 9階
東京都体育協会 地域スポーツ振興担当 宛

メール：

総合型地域スポーツクラブ東京都協議会事務局 君塚・池浦

y-kimizuka@tokyo-sports.or.jp

m-ikeura@tokyo-sports.or.jp



質問1

登録・認証制度に申請しないで活動する場合のデメリットはあるのでしょうか？ 例えば、①従来の東京都総合型地域スポーツ連絡協議会には申請していなくても出席できるのか。②また、補助金の金額は申請しているクラブの方が有利になるということはあるのか。

東京都に届出が出されているクラブであれば、現在のところ地域スポーツクラブ支援事業等を利用するうえでデメリットはありません。

連絡協議会は東京都に届出が出されている154クラブを対象としているので、登録クラブでなくとも出席いただけます。

補助金申請について登録・認証制度の認定の有無で不利益となることはありません。

質問2

現在の時点で登録する場合、令和6年度からになるのでしょうか？

○令和5年度（予備登録）

登録期間：令和5年11月1日～令和6年3月31日

○令和6年度（本登録）

登録期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

質問3

総会の条件

コロナ禍での総会が条件を満たせないのではないかと不安。

総会はガバナンスに関する基準に記載のあるクラブの意思決定機関ですが、規約等に規定があればコロナ禍においても書面や電磁的記録による開催でも問題ありません。

質問4

活動している地区では中学部活動を地域クラブの集合体である体育協会と協議、実施されていく見込みと教育委員会から聞いているが、協議の場にすら総合型地域スポーツクラブへの案内、席はなく、自治体との協力体制、支援が受けられていない状況です。このような場合はどうしたら良いか？

質問4の回答

部活動の地域連携・地域移行について、都・東京都体育協会は、地域スポーツクラブの方々のご理解・ご協力が重要だと考えています。

そのため、これまでも国の提言や先行して実践している事例の紹介などをしており、今後も各種会議や研修会等を通じ、情報提供させていただきます。

なお、自治体との協力体制、支援については、日頃から関係のある首長部局の地域スポーツ主管課にまずはご相談してみてください。

質問5

登録・認証制度のメリット

以下の3点をメリットと考えております。

- ・クラブに対する知名度、信頼性の向上
- ・行政、他団体との連携により、クラブの運営体制強化の可能性
- ・登録クラブ間の横のつながりの深化

質問6

登録していないと公的補助が得られないか

現在、東京都体育協会の実施する補助金事業の対象は東京都に届出が出されているクラブです。

しかし、スポーツ振興くじ助成金（総合型地域スポーツクラブ活動助成）は、令和6年度以降、登録クラブとして認定されていることを申請の要件とすることが検討されています。

質問7

都体協内での登録・認証制度を受けた時の当クラブの位置サイドはどうですか？

登録されたクラブは東京都協議会の加入クラブとして、代表委員等の選出を通じて都協議会の運営、情報交換、事業展開などを協働して行っていきます。

質問8

申請後の手続き

- ①申請書類提出
- ②実地審査
- ③登録通知
- ④登録料納付
- ⑤認定証の送付

質問9

補助金制度

令和5年度地域スポーツクラブ支援事業 補助金事業

①都民参加事業（対象：広く都民を対象とした事業）

1クラブ年間 50万円を上限

②シニアスポーツ振興事業（対象：高齢者を対象とした事業）

1クラブ年間 20万円を上限

申請締切：令和5年4月15日（土）

質問10

(クラブ設立にあたっての)書類のフォーマットについて(活動地区では設立趣意書が必要だと言われており、何かフォーマットがあるか)

東京都として、クラブの設立趣意書のフォーマットは定めておりません。既存のクラブではHP等に設立趣意書を掲載している場合がございますので、それらを参考にしてもよいかと思います。